

令和2年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年3月27日 開会

令和2年3月27日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第3回教育委員会定例会

令和2年3月27日（金）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第9号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年3月分）について
 - 報告第10号 令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について
 - 報告第11号 令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについて
 - 報告第12号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について
 - 報告第13号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）教育予算について
 - 報告第14号 令和2年度新十津川町一般会計予算（教育費）について
- 5 議案審議
 - 議案第2号 新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の制定について
 - 議案第3号 新十津川町外国青年就業要綱の制定について
 - 議案第4号 新十津川町立学校管理規則の一部改正について
 - 議案第5号 新十津川町立学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
 - 議案第6号 新十津川町立学校管理規則及び新十津川町立学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
 - 議案第7号 新十津川町立小中学校の特別支援学級の廃止及び設置について
 - 議案第8号 新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正について
 - 議案第9号 新十津川町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第10号 新十津川町子どもの読書活動推進計画（第3期）について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和2年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、荒山、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

◎富田主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告をご覧いただきたいと思います。2月11日から本日3月27日までの行事をまとめております。2月13日、新十津川中学校吹奏楽部全道大会出場報告ということで、2月15日、札幌で行われました第51回北海道アンサンブルコンクールに木簡八重奏の8人が参加しております。それにつきましては、36チーム参加中、銀賞を受賞しております。2月16日、第13回そっち岳スキー大会がスキー連盟の主催で行われ、幼児が10人、小学生77人、中学生1人、大人6人の合計94人の参加があり、当日タイムレースで日頃の練習の成果を発揮しておりました。2月18日から27日、第31回M O Aの美術館滝川・新十津川児童作品展移動展が開催され、昨年10月に表彰されましたM O Aの美術館滝川・新十津川児童作品の移動展を改善センターのロビーで開催しております。

3月2日、第3回社会教育委員の会。コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、第3

回社会教育委員の会につきましては、書面会議ということで実施しております。平成31年度後期の反省と令和2年度の事業計画案につきましてファックス等で意見をいただいております。3月13日と19日、新十津川中学校、小学校の卒業証書授与式がそれぞれ行われております。コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、規模を大幅に減少し各学校で行われ、来賓なしの中ではございましたが卒業証書授与式を無事終えることができました。3月20日、そっち岳スキー場の営業を終了予定でしたが、これにつきましては、12月27日から2月27日まで61日間の営業を終えております。当初は98日の営業予定でしたが、年前の積雪不足、2月末のコロナウイルスによる閉鎖によって予定より37日少ない営業となっております。しかしながら、歌志内のかもい岳スキー場が閉鎖となった影響から、近隣の小中学校のスキー授業の利用者が延べ1,100人を超えるなど、リフトの乗車人数につきましては、前年対比3,516人の増加、リフト券の売り上げも前年度比664,860円の増額でございます。次に、新入学児童に対しまして各団体からお祝いの品をいただいておりますのでご報告申し上げます。

3月13日は新十津川ライオンズクラブからポンキーペンシル55個、先日の3月26日、新十津川安全安心協会から防犯ブザー60個を贈呈されております。更に中空知地方安全運転管理者事業主会滝川支部から連絡帳を60冊、日本マクドナルド株式会社から防犯笛を100個、みずほフィナンシャルグループほか3社の保険会社共同で、交通事故傷害保険付きの黄色いワッペンを64個いただいております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

今回、中学校が北海道教育実践表彰を受けたということですが、主にどんな点が評価されたの今回の表彰となったのか教えてください。

◎後木事務局長

中学校の活動としまして、まず町の特産品のPR、これは札幌市へ行って中学生が我が町の物産をPRするなどの活動をしております。

また、2年生は、職場体験と言いますか、これまでは周りの市町村の事業所でそのような学習をしていたのですが、今年から町内の事業者の協力を得て職場実習をやらせていただいております。そして、道徳の活動もそうです。

3年生が地元の福祉施設の慰問ですとか、いろいろな中学校の外に向けた活動が評価されて教育実践表彰を受けたということです。今回の賞は、空知に続いて北海道もいただいたということで、中学校が高く評価されていると考えております。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第9号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年3月分）について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小中学校ともに全学年で異動はございません。したがって2月と同数で、小学校については297人、中学校は162人、合計459人の在籍となっております。以上、報告第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第9号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年3月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第10号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

今回の認定につきましては、所得を確認した者の追加分でございます。1として、申請世帯数及び児童数は1世帯1人でございます。令和2年度に小学1年生になる人が対象でございます。2としまして、認定状況、準要保護世帯1世帯1人。詳細については別紙のとおり添付しております。ご覧いただきたいと思っております。3としまして、認定開始日は、令和2年2月14日でございます。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の7ページをお開き願います。認定取消し世帯及び児童については、1世帯2人でございまして小学生が2人でございます。転出したためでございます。認定取消し日につきましては、令和2年2月3日でございます。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第11号は報告のとおり了承することで異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取消しについては報告のとおり了承されました。続きまして、報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

要領につきましては、10ページ、報告第12号別紙となります。今回の改正につきましては、北海道教育委員会が定める要領に準じた改正を行ってございまして、その目的につきましては、校長が教員の勤務日を割り振る際に、勤務として認める業務のうち事前準備業務の対象範囲を拡充するものでございます。11ページ、12ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。まず第2条、用語の定義におきまして、第4号の事前業務に對外運動競技等の当番校の業務を加えており、第14号として對外運動競技等の当番校業務の用語の意義について規程を加えております。12ページに移ります。繰り下がりました第15号におきましても、對外運動競技等の当番校の業務を加えております。13ページから15ページには改正後の要領を載せておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。なお、この改正要領につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第12号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第13号令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第8号)教育予算について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の17ページをお開き願います。内容につきましては、18ページからの報告第13号別紙により説明をいたします。10款教育費でございますが、既定予算565,866,000円、補正予算49,730,000円の減額でございます。補正後の計は516,136,000円でございます。今回の補正予算につきましては、寄附による増額と年度末の実績見込みにより不要となる予算を減額したものでございます。額が大きいなど特徴的なもののみについて説明をさせていただきます。始めに10款1項2目事務局費でございますが、19ページの説明欄をご覧ください。2番、5番、10番の私立幼稚園就園奨励費補助金まで、この3件ですが、いずれも対象数が当初予算の想定を下回ったことにより減額したものでございますが、2番の育英事業の額につきましては、奨学金貸付収入60,000円と奨学資金貸付金収入滞納繰越分242,000円の合計302,000円が積立金の増額分として含まれております。11番、子ども夢基金積立金は、30,000円の増額としております。これは、教育振興寄附金として30,000円の寄附をいただいたことから、その全額を子ども夢基金に積み立てるものでございます。次に2項小学校費、1目学校管理費、説明欄の2は小学校校舎等維持管理費3,930,000円の減額につきましては、燃料費、修繕料等の不要額のほか、駐車場整備を行った工事請負費の入札残が主なものでございます。

次に20ページ、21ページに入ります。2目教育振興費、説明欄の1番、小学校教育推進事業3,050,000円の減額は、主に学習支援サポーター1名分の給与が北海道から支給されたことによって不要になったものでございます。次に3項中学校費、2目教育振興費、説明欄の1中学校教育推進事業4,654,000円の減額ですが、こちらも小学校同様、学力向上推進講師の1名分の給与が北海道から支給されたことにより不要となったものでございます。次に22ページに入ります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、5番の地域おこし協力隊活動事業、スポーツ振興でございますが、地域おこし協力隊の終了時に起業経費として1,000,000円がその年またはその翌年に支給されることになっておりますが、本年度予算措置したものについては使用しないということで減額となったものでございます。この1,000,000円につきましては、翌年度に改めて予算計上をしております。続きまして、24ページ、25ページをお開きください。2目体育施設管理費、3番のふるさと公園内体育施設管理運営事業3,712,000円の減額ですが、これにつきましては、スポーツセンターのLED化工事と発電機切替盤設置工事の入札残でございます。3目学校給食運営費、2番、学校給食提供事業

4,623,000円の減額は、給食提供数の確定に伴いまして賄材料費等の不要額を減額するものでございます。内容については以上でございますが、この補正予算につきましては、今月10日に開会されました町議会第1回定例会に提出いたしまして11日に議決をいただいておりますことを申し添えます。以上、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第13号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第13号令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第8号)教育予算については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号令和2年度新十津川町一般会計予算(教育費)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

27ページをお開きください。内容の説明につきましては、28ページからの報告第14号別紙により説明いたします。予算の内容につきましては、新規の事業、事業内容や予算規模に大きく変更があったもののみについて説明をさせていただきます。10款1項1目教育委員会費から順に説明いたします。教育委員会費、本年度予算額2,418,000円でございます。財源は一般財源で、事業の主なものにつきましては、1番、教育委員会活動事業でございますが、教育委員の活動経費として4名の委員報酬、費用弁償、教育長の旅費、交際費等を計上しております。前年度と特に変更はございません。次に2目事務局費について説明いたします。

事務局費、本年度予算額24,341,000円でございます。財源の内訳でございますが、特定財源では国庫補助金の私立幼稚園就園奨励費補助金が制度改正による幼児無償化によってなくなっております。新十津川農業高等学校教育振興事業の財源として過疎地域自立促進特別事業債が加わっております。また、遠距離通学者支援事業に充当しているふるさと応援基金繰入金及び育英事業に充当している子ども夢基金の繰入金が歳出の減額理由で減少しております。事業の主なものを説明いたします。2番の育英事業でございますが、新規貸付の見込み人数を精査いたしまして、前年よりも約9,200,000円減額しております。予算計上額としては17,180,000円でございます。4番の新十津川農業高等学校教育振興事業は、農業高校への各種活動や資格取得に対する支援としての助成金で、これは4,000,000円に変更ございません。5番の高等学校等遠距離通学者支援事業は、これまでの実績から1件当たりの助成額と申請者の見込み人数を精査いたしまして、前年よりも約800,000円の減額ということで2,160,000円の金額を計上しております。なお、昨年は10番として私立幼稚園の就園奨励補助金ございましたが、先ほど申し上げましたとおり幼児無償化に伴いこの事務局費から計上がなくなっていることを申し添えます。続きまして、30ページをお開きください。10款2項1目学校管理費について説明いたします。本年度予算額は80,033,000円でございます。財

源内訳の内容は、小学校の前庭整備の財源として新たに特定財源の地方債、小学校運動場整備事業債で34,100,000円、その他財源で公共施設整備基金繰入金から15,898,000円を措置しております。事業の主なものを説明いたします。2番の新規の事業として、小学校前庭整備事業49,998,000円は、旧文京区自治会館跡地の駐車場整備、スクールバスのバスレーンの拡張及びバス待合所の新設、小学校敷地内の老朽化した遊具の更新、サブグラウンドの整備、自転車置き場の移設などを行う費用でございます。その他の事業については特に前年と変更はございません。次に32ページをお開きください。2目教育振興費について説明いたします。

本年度予算額42,144,000円でございます。財源内訳の内容は、新たに特定財源の国庫補助金で情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,100,000円、地方債で小学校ネットワーク環境整備事業債950,000円を措置しております。事業の主なものを説明いたします。1番、小学校教育推進事業28,941,000円につきましては、これまで1、2年生に配置していましたが学習支援サポーターは、新たに3年生以上を対象として1名配置する人件費を計上しております。約2,000,000円でございます。また、GIGAスクール構想に基づく1人1台の端末が使用できる通信ネットワーク整備のために、アクセスポイントを8か所増設で約2,500,000円、また、教師授業用パソコンを7台購入します。ソフトも含めて約2,700,000円でございます。総合的な学習の時間では、学力の基本である読解力を身に付けるため、小学校6年生を対象に新たに漢字検定の検定に係わる費用を助成することといたしております。

また、赤平市の植松電機によるロケット教室を開催するほか、防災について学ぶ1日防災学校についても実施することとしております。その他の事業については特に変更はございません。続きまして、34ページをお開きください。10款3項1目学校管理費の内容について説明いたします。中学校費の学校管理費について説明いたします。学校管理費、本年度予算額55,920,000円でございます。財源内訳の内容は、特定財源で、昨年ございましたスクールバスの購入事業債がなくなり、その他財源の電話使用料の8,000円と一般財源となっております。事業の主なものを説明いたします。1番、中学校校舎等維持管理事業、21,450,000円につきましては、前年の維持管理のほかに体育館の放送設備とステージ照明の投光機を更新することとしております。また、校舎敷地内の樹木剪定を計画的に実施することとしております。今年前庭の東側、校門から東側の剪定を行うこととしております。2番、中学校武道場維持管理事業は、昨年まで1番の中学校校舎等維持管理事業で計上していたものですが、本年度から事業項目を設けまして維持管理に係る事業費、委託料、賃借料を計上しております。3番、中学校運営事業は、例年の運営予算のほか、50周年記念事業として式典開催や記念誌発行に係わる経費を計上しております。なお、式典の開催期日は、11月28日土曜日を予定しております。昨年計上しておりましたスクールバス購入事業はなくなったほかは、その他の事業については特に変更はございません。次に36ページをお開きください。2目教育振興費、本年度予算額34,731,000円でございます。財源内訳としましては、特定財源で新たに国庫補助金として情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,100,000円、地方債で中学校ネットワーク環境整備事業債950,000円を措置しております。また、その他財源のふるさと応援基金繰入金は、前年度は校務支援システム導入への充当がございましたので、本年度金額が減少しております。次に事業の主なものを説明いたします。1番の中学校教育推進事業19,586,000円につきましては、小学校と同様にGIGAスクール構想に基づき1人1台の端末が使用できる通信ネットワーク整備のためアクセスポイントを増設いたします。中学校におきましても8か所、約2,500,000円でございます。また、学力向上に係わる中学校教育充実指導講師及び学力向上推進講師等を引き続き配置するとともに、特設道德の開催、母村中学生修学旅行の受入れ、英語検定受験料の補助、震災体験プログラムへの支援を継続することとしております。なお、予算額が昨年から約2,800,000円減額となっておりますが、

これにつきましては、前年度、校務支援システムを導入したものによるものでございます。

3番の外国青年招致事業8,861,000円は、新学習指導要領に対応するため昨年度から英語指導助手1名から2名に増員しておりますので、約4,400,000円の増額となっております。

4番の課外活動事業2,762,000円は、中体連の全国大会に係わる負担金を出場確定後に予算計上することとしましたので、前年よりも約1,700,000円減額となって2,762,000円の計上となっております。その他の事業について特に変更はございません。続いて、38ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費について説明いたします。社会教育総務費、本年度予算額33,092,000円でございます。財源内訳の内容は、その他財源として新十津川アートの森管理事業に公共施設整備基金繰入金を6,325,000円措置しております。事業の主なものを説明いたします。6番、農村環境改善センター管理事業13,396,000円は、改善センターの管理費でございますが、本年度は隔年で実施している舞台音響、照明、冷房機の保守点検委託業務の実施がないこと、また、燃料費単価の減額等により約2,300,000円減額となっております。8番、新十津川アートの森管理事業9,034,000円は、温暖化などの影響により近年、施設にカメムシですとかテントウムシが異常発生しており、体育館の作品「こもれび」に付着するなど展示作品を痛めることから、昆虫侵入防止のための修繕として体育館内に足場を設置し軒天の発泡ウレタン注入、天井壁の隙間シーリング、体育館搬入口ドアの建具の追加設置、それと収蔵庫の床塗装等で約6,300,000円を計上しております。また、かぜのびが平成23年にオープンして今年10年目を迎えることから、記念イベントの開催を支援する経費として100,000円を計上しております。10番、青年母村交流事業406,000円は、継続して実施している母村交流事業で、令和2年度は十津川村を訪問する年度でございますので派遣経費を計上しております。13番、新十津川町子ども会育成者連絡協議会負担金は、協議会の活動を支援するため190,000円を、15番の女性団体連絡協議会補助金につきましては、加盟する単位団体の活動を支援するため120,000円を増額して計上しております。その他事業について変更はございません。続いて、40ページをお開きください。文化振興費、本年度予算額4,022,000円でございます。財源内訳の内容は、特定財源の地方債として芸術鑑賞事業に過疎地域自立促進特別事業債を2,000,000円措置しております。事業の主なものを説明します。

2番、芸術鑑賞事業3,050,000円は、町民に優れた音楽や文化、芸能の鑑賞機会を提供しまして、文化意識の高揚と豊かな情操の涵養に資するため、今年は7月と9月に鑑賞事業を計画しております。次に3目、開拓記念館費の内容について説明をいたします。42ページをお開きください。開拓記念館費、本年度予算額3,179,000円でございます。財源内訳の内容は、特定財源のその他財源で本の売払収入が加わっております。事業の主なものを説明します。1番、開拓記念館管理運営事業3,179,000円は、例年の管理運営経費に加え、本年は開町130年を記念して道庁赤レンガで収蔵する風景絵画「入植地測設の図」を借用する展示経費として300,000円のほか、女子トイレをウォシュレット化する費用257,000円を計上しております。なお、来館者の増加に対応するため、本年も開館期間中は月曜と火曜の休館日を返上して開館することとしております。次に図書館費、本年度予算額34,504,000円でございます。財源内訳の内容は、昨年、特定財源のその他にございましたふるさと応援基金繰入金は今年措置されておられません。事業の主なものを説明します。1番、図書館維持管理事業11,211,000円は、修繕料で約1,500,000円の減額、昨年購入しましたパソコン機器で約2,600,000円の減額ということで4,100,000円ほど減額となっております。2番、図書館運営事業22,088,000円は、会計年度任用職員に係わる期末手当等の人件費で約2,000,000円の増加、蔵書の資料購入費は500,000円の減額となっております。その他事業については特に変更はございません。続いて、44ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費、本年度予算額16,163,000円でございます。その他特定財源の内訳ですが、特定財源に地方債と

して1,000,000円を措置し、前年度ございましたふるさと応援基金繰入金の措置は本年度ございません。事業の主なものを説明します。2番、社会体育推進活動事業614,000円でございますが、昨年予算計上しました体育協会設立50周年のトップアスリート講演会経費約600,000円が減額となっておりますが、今年は、状況は変わってしまったのですが、東京オリンピック、パラリンピック開催の年でありますので、本町出身のスポーツライターとして活躍中の矢内由美子氏のスポーツ講演会開催経費を計上しております。3番、スポーツ体験学習推進事業674,000円ですが、新たに文化スポーツ少年団のスポーツ教室の開催経費を200,000円と保護者向け健康講座の開催経費を50,000円計上しております。続いて、46、47ページに入ります。5番、地域おこし協力隊活動事業、スポーツ振興1,000,000円でございますが、補正のときに減額しました1,000,000円が本年度予算計上しているものでございます。8番、生涯スポーツ推進事業9,205,000円でございますが、体育協会に対するスポーツクラブの運営経費で、スポーツクラブにつきましては現在、大変好評を得ておりまして、年々参加者も増加しております。増加しております参加者のニーズに応えまして、町民が年齢や体力に応じたスポーツ活動に取り組み、1日に1回運動する1・1運動を推進するため、推進マネージャー1名増員する経費と、スポーツ推進事業の講師経費約4,800,000円を増額して運営体制を強化することとしております。9番、体育協会支援事業234,000円は、昨年度の体育協会設立50周年の負担金345,000円が減額となった金額でございます。その他の事業については特に変更はございません。次に2目体育施設管理費について説明いたします。

体育施設管理費、本年度予算額71,754,000円でございます。財源内訳の内容は、旧大和小学校の解体によりその他特定財源の町民体育館使用料がなくなっております。また、昨年、パークゴルフ場の暗渠修繕、温水プール外壁修繕に充当したその他財源の公共施設整備基金繰入金の措置はございません。主な事業を説明いたします。1番、町民体育館管理事業744,000円は、大和体育館の維持管理に要する経費が減額となっております。2番、そっち岳スキー場管理運営事業15,230,000円は、圧雪車が3年目となり始業前点検料がかかるようになったことから約320,000円の増額、前回平成28年に行ったリフト制御盤の点検を実施することとし約390,000円増額をしております。3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業55,780,000円は、昨年実施しましたスポーツセンターLED化工事と発電機切替盤の設置工事に係わる減額によりまして、減額が41,000,000円ほどとなっております。本年度は体育施設の安全で快適な利用のためにスポーツセンターのメインアリーナとサブアリーナをウレタン塗装することとしておりまして、この経費で約1,900,000円、パークゴルフ場の給水ポンプユニットの交換及び浄化槽ブロアーポンプの取替え修繕でそれぞれ2,900,000円を計上しております。次に3目、学校給食運営費に入ります。48ページをお開きください。学校給食運営費、本年度予算額111,750,000円でございます。財源内訳の内容は、前年度から特に変わりはございません。事業の主なものを説明します。1番、学校給食センター管理事業22,331,000円は、給食センター施設の燃料費、電気料、機械設備の保守点検委託料のほか、消毒保管庫の制御ユニットの老朽に伴う交換費用として温食缶パッキン交換、キュービクル腐食修繕、代替えフロン規制に伴う冷蔵冷凍設備の取り換え、塵芥機器部品の取り換え等の計上を行っております。2番、学校給食提供事業85,866,000円は、新小、新中、農業高校、幼稚園、雨竜の小中学校、合計1,040人の給食提供に係わる費用でございます。本町の小中学生は主食分の相当として1食当たり50円の減額、また第3子以降の無料化について継続することとしております。調理洗浄の業務につきましては、昨年株式会社ニッコトラスト北海道に委託しておりまして、5年間の委託契約となっております。その他については特に変更はございません。以上、報告第14号の教育予算の説明とさせていただきますが、教育費予算外に130年の記念事業として教育委員会が所管するものとして「ワンワンとあそぼう

ショー」、NHKラジオ公開番組「鉄旅・音旅 出発進行！～音で楽しむ鉄道旅～」が教育委員会所管の事業として開催することとなっています。以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

学校教育の情報通信化のことでお聞きしたいと思います。今回の新型コロナに伴う休校について、一部の私立高校で行っていると思いますがオンライン授業、遠隔授業といった自宅にいても子どもたちが先生の授業を受けられる、質問ができる、あるいは子どもたち同士でディスカッションができるといったことができればどんなに素晴らしいかと感想をもったのですが、令和2年の予算が実行されたら、どの程度のことまでできるのか、また、どういうところを目標にして事業を進めていくのか、その辺のところを教えてください。

◎後木事務局長

まずこのGIGAスクールの構想でございますが、将来的に1人1台のタブレット端末を持つということと、そのための高速通信環境を整えるということでございます。タブレットについては、現在価格が少し高いということで、国では、安い価格で提供できるように都道府県に働きかけているということです。本年度以降、安いタブレットも出てくるのかというふうに思っております。まず本町としては、令和2年度で高速通信ネットワークを整備し、まず、学校内に接続ポイントを作るということでございます。そのあと、現在の計画では、令和3年と令和4年で1人1台のタブレットが使用できる形で、整備を計画しております。

令和3年度の時点で、半数程度が入りますので、その時点で、ある程度全員が回して使えるような形にはなるとは思いますけれど、最終的には令和4年度で1人1台という形の整備を考えております。それで、自宅で学校とのやり取りといった部分は、どのようなソフトを使うかによって変わってきますし、実際に通信でやるか、それともタブレットの中のソフトで課題をこなすかという部分については、これから検討することになると思います。実際に、Face To Faceでできるようになれば、今回のコロナウイルスで外に出られないとき、活用ができると思っておりますが、現在は、どのようなものをソフトとして取り入れるかということまで検討しておりませんので、来年度以降のタブレットの導入に向けて、ソフト面もどのようなものを取り込んでいくか検討を続けていきたいと思っております。タブレットを使用することにより、電子教科書の使用も可能になってくるということで、この辺も授業の方法について、かなり変化が出てくるのではと考えております。ハードの整備は決まっておりますが、ソフトの部分については学校と相談させていただきながら今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

◎松倉委員

今回のような休校対策ということだけではなく、例えば不登校の子どもたちに対するアプローチの1つとして、もしかしたらその電子機器を通じて先生とのコミュニケーションが抵抗が少ないという場合もあるかもしれないですし、いろいろ活用することは考えられると思いますので、是非とも進めていただきたい。令和4年と言わずに、部分的、実験的でもいいですので、なるべく早く行って見て、その成果を検証するというようなことができればお願いしたいと思います。

◎後木事務局長

分かりました。貴重なご意見いただきましたので、不登校の子どもたちについては効果がある部分が大いだと思いますので、十分に検討させていただきたいと思います。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第14号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号令和2年度新十津川町一般会計予算(教育費)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第2号新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の制定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の53ページをお開き願います。まず54ページの下段、提案理由を申し上げます。英語指導助手が非常勤の特別職に属する職員から会計年度任用職員となることに伴い、その任用等について定めるため、この規則の制定について議決を求めるものです。それでは前に戻っていただいて、この規則につきましては6条からなっております。第1条としましては、この規則の趣旨として、英語指導助手の任用及び勤務条件に対しまして必要な事項を定めております。第2条、第3条では、英語指導助手の任用期間、再任用等について規定をしております。第4条では、英語指導助手の報酬の額や支給の方法について、第5条では費用弁償について規定をしております。第6条については、委任規程でございます。なお、この附則として、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号新十津川町英語指導助手の任用及び勤務条件に関する規則の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第3号新十津川町外国青年就業要綱の制定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の55ページをお開き願います。内容を説明いたします。この就業の要綱につきましては、第1章の総則から第2章、職務、第3章、任用期間及びその終了など、勤務条件について9章立てで構成されております。これまでの外国青年の勤務条件等につきましては、JETの規程を参照しながら使っておりましたが、今回、外国青年英語指導助手が町の会計年度任用職員という形になりましたので、会計年度任用職員の規程に準拠する形で本就業要綱を定めたものでございます。内容についてひとつひとつは説明いたしません、そのような趣旨で就業要綱を定めたものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

なお、附則としまして、この要綱につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町外国青年就業要綱の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号新十津川町立学校管理規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の63ページをお開き願います。まず64ページの下段、提案理由を申し上げます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い策定された国の指針に基づき、町立学校における教育職員の業務量の適切な管理を行うため、

この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。

議案の65ページ、新旧対照表により説明をさせていただきます。まず学校管理規則に第11条の次に第11条の2としまして、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために町立学校の教育職員の業務量を明記することといたします。下段のほどに（1）として1か月について45時間、（2）として1年について360時間でございます。また、教育職員が児童生徒に係わる通常予定することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間内に業務を行わざるを得ない場合の業務量についても規定しておりまして、これにつきましては66ページになりますが、1か月について100時間未満、1年について720時間という時間を明記いたしました。第3項については、委任規程でございます。なお、附則としましては、この規則については、令和2年4月1日から施行することとしております。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

これより議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号新十津川町立学校管理規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

提案理由を申し上げます。新十津川町学校運営協議会の委員の任期に関し、後任者が選任されるまでの取扱いを定めるため、この規則の一部改正に議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。議案の68ページ、新旧対照表をお開きください。第10条としまして、任期の第1項に次のただし書を加えております。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない、それを加えております。なお、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものとして、経過措置としましては、改正後の第10条第1項ただし書の規程は、この規則の施行の際現に新十津川町学校運営協議会の委員である者から適用するとしております。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

後任者の選任っていうのは、どういう形で行われるのでしょうか。

◎後木事務局長

担当のグループ長から説明いたします。

◎西村グループ長

説明いたします。後任については、各団体から1名若しくは2名を推薦していただき委嘱をさせていただいております。例えば、行政区長会や青少年健全育成会議等から1人代表者を推薦をしていただき学校運営協議会委員として委嘱しております。

◎近藤委員

なかなか決まらないということがあるのでしょうか。

◎久保田教育長

空白の期間について説明してください。

◎西村グループ長

まず3月31日に年度末で委嘱期間が終わってしまいますと、次の委嘱の間が4月の20日前後、小中学校のPTAの総会までの間ですが、なお、PTAからも推薦をしていただいて1名委員になっていただいているのですが、その間が空白になってしまうということです。その間というのは入学式等がございまして、学校としては委員にご臨席賜りたい、そのため空白期間をなくしたいということでこの条例の改正をいたしました。

◎近藤委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号新十津川町立学校管理規則及び新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案の69ページをお開きください。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規則について所要の改正を行う必要があるため、この規則の制定について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。議案書の70ページ、新旧対照表をご覧ください。新十津川町立学校管理規則第8条の2、学校評議員及び新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第1条趣旨につきまして、引用規程であります第47条の6を第47の5に改めるものでございます。なお、附則として、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号新十津川町立学校管理規則及び新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号新十津川町立中学校の特別支援学級の廃止及び設置について事務局より説明願ひます。

◎後木事務局長

議案書の71ページをお開き願ひます。提案理由を申し上げます。学校教育法第81条第2項の規定により、特別支援学級の廃止及び設置について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。1廃止する特別支援学級といたしまして、情緒障害学級でございます。廃止年月日は令和2年3月31日、廃止理由は、生徒の卒業により、情緒障害学級の在籍生徒がいなくなったためでございます。設置する特別支援学級といたしましては、障害学級区分としまして知的障害学級。設置年月日は令和2年4月1日。設置理由は、生徒の知的障害学級の入級の決定によるものでございます。なお、議案第7号別紙としまして、72ページに令和2年度の特別支援学級設置状況を載せております。小学校では、前年の1年生から5年生が持ち上がりで進級しております。新1年生が2人入級をしますので、特別支援学級につきましては3学級14人で昨年より2人の増加となっております。中学校につきましては、情緒学級2名が卒業し知的学級に1人入級いたしますので、2学級2名となりまして1人減少となっております。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいようお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号新十津川町立中学校の特別支援学級の廃止及び設置については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第8号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の73ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。文部科学省から業務を行う上限時間等の指針が示されたことに伴い、本町においても同様に新十津川町立学校における働き方改革推進計画を一部改定するため、議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。内容については、別冊の新十津川町立学校における働き方改革推進計画をお開き願います。今回の改正ですが、令和2年1月に文部科学省から公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべく措置に関する指針が示されたところでございます。その、これに基づきまして、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定めることとなります。北海道においては、学校における働き方改革、北海道アクション・プランが改訂されまして、本町におきましても同様に新十津川町立学校における働き方改革推進計画を改訂するものでございます。主な改訂内容でございますが、1としましては、在校している時間を客観的に計測して記録するシステムの導入、業務を行う上限の時間、健康及び福祉の確保を図るための必要な事項、文言整理を行っております。内容について説明いたしますが、働き方改革の推進計画の13ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。まず2としまして、働き方改革に関するこれまでの動きをまとめてここに加えております。以下、項目が繰り下がっております。14ページの町教委の役割アにおきましては、文言整理を行っております。5の推進計画の目標及び期間では、推進計画の目標の時間について教育職員の在校等時間から条例で定める勤務時間を減じた時間、これを教育職員の在校時間から所定の勤務時間等を減じた時間に改めております。アの在校時間とイの所定の勤務時間については、9の(2)ア、9の(2)イを引用するというような形式といたしました。15ページ8の(2)、ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実では、小学校プログラミング教育を含む文言の整理を行ったところでございます。続いて、16ページから17ページでございます。取組の③、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実では、在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入についての記載がございます。取組の④、教育委員会による学習サポート体制の充実では、(3)として適正な休憩時間の確保や正規の勤務時間の割振りなどの設定について追加をしております。続きまして、18ページに入ります。9町立学校の教育職員の勤務時間の在校等時間としまして、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めております。19ページ(1)対象者の範囲では、引用規程の文言を整理し、19ページから20ページ(2)勤務時間の上限では、在校時間など勤務時間の考え方や1か月時間外在校時間、在校等時間45時間、1年時間外在校

等時間360時間など上限時間の原則、これと特別な事情がある場合の上限時間、1か月時間外在校等時間100時間、1年時間外学校在校時間が720時間というような規程としております。また、20ページから21ページにかけて(3)町教委が行う措置としましては、校務支援システムの活用、記録等の適切な管理、労働基準法等の規程の遵守等が規定されているところでございます。最後に21ページ(4)留意事項としまして、この働き方改革の推進にあたっては、真に在校時間の長時間化を防ぐための取組として推し進めるものでございまして、教員の時間記録、持ち帰りの業務等は現に慎まなければならないというようなことが記載されております。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案の75ページをお開きください。提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員の委嘱について、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規程により議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。1委嘱しようとする者、7名でございます。お名前のみ申し上げます。渡辺現様、教育関係者ということで今度新十津川小学校の教頭として赴任予定でございます。大山口英輝様、新十津川中学校の教頭先生。高橋里織様、社会教育関係者で新規でございます。川野名秀様、社会教育関係者でございます。奥芝彰子様、学識経験者。高桑祥代様、学識経験者。古舘孝広様、学識経験者でございます。任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間でございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の77ページになります。提案理由を申し上げます。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規程により、新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)を策定したので、この計画について議決を求めるものでございます。内容の説明を申し上げます。新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)別冊といたしまして、本計画案につきましては、2月10日に開催いたしました第2回定例教育委員会におきまして協議第1号として協議させていただきました。その後、令和元年度の社会教育委員の会にかかり審議決定をいただいたものでございます。審議過程において内容について若干修正がございましたので、修正部分について説明をいたします。まず、計画全体として、学校図書室という文言につきましては、学校図書館という文言に修正しております。2ページに下段のほうにございますが、健康診断という文言がありました。これを健康相談に修正をいたしました。11ページ、具体的な取組としまして、⑤教職員等の研修の充実を追加しております。12ページでは、具体的な取組として、こちら⑤優良図書の情報提供を加えております。これらが修正の主なもので、そのほか誤字、脱字等の修正を行っておりますが、以上のような修正ということで出来上がったものでございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号新十津川町子どもの読書活動推進計画(第3期)については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。私から2点、1点目は令和2年第1回町議会定例会におきましては、一般質問の通告はございませんでした。また、2点目でございます。先ほど配布いたしましたように、新十津川農業高校の改築に向けて、北海道議会の第1回定例会に予算が上程されまして、一昨日道議会が終了しております。その中におきまして、新十津川農業高校の校舎について基本設計の予算が付いているということを報告に代えさせていただきます。以上でございます。

ほかに事務局から提案ありますか。

◎後木事務局長
ありません。

◎久保田教育長
それでは、以上をもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 荒 山 直 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介